^{じれい} 事例 **1**

かんしょくてん たいおう 飲食店での対応



くるまいす しよう

車椅子を使用しているAさんは、レストランに

Aさんの気持ち



はない はない しぶん きも ちが 相手の話が、自分の気持ちとすれ違うことがありませんか。そんなとき、自分の率直な思いをことば った 言葉にして伝えてみましょう。

「何分でらい待てば入れますか?」

※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





ひと たい せいとう りゆう しょうがい ■障害のある人に対して、正当な理由がないのに、障害があると ていきょう きょひ しょうがい いうだけで、サービスの提供を拒否することや、障害のない人 にはつけない条件をつけたりすることは禁止されています。

いんしょくてん しょうてんなど ふとう さべつてきとりあつかい 《飲食店・商店等での不当な差別的取扱の例》

にゅうてん まどぐち たいおう きょひ

○入店や窓口での対応を拒否すること。 たいおう あとまわ

○対応を後回しにすること。

ていきょうじかん げんてい

サービスの提供時間を限定すること。 ていきょうばしょ げんてい

○サービス提供場所を限定すること。 ひつよう じょうほうていきょう おこ

◎必要な情報提供を行なわないこと。

○特に必要がないのに付き添いの同行を求めること。 など

じかん ■お店としては、待ち時間を伝えることや予約を受け付けるなど ひつよう じょうほう ていきょう おこな の必要な情報の提供を行うことが求められます。

じかん

みせ Aさんからも、来店できる時間をお店に確認するなど、お店の 人に一声かけることで、安心して利用することができるように なるかもしれません。



事例

スーパーでの対応



視覚に障害のあるBさんは、近所のスーパーに買い物に出かけました。店内での案内をしてもらおうと思い、お店のスタッフに声をかけましたが「今日は、ヘルパーさんと一緒ではないのですか」と

Bさんの気持ち

いつも介助者がいるとは限らないのだから、お店の人にサポートをしてほしい時もある。



でだす ねが えんりょ 手助けのお願いを遠慮してしまうことはありま かいわ ひつよう て せんか。ふだんの会話をするように、必要な手 だす ねが はがしてみませんか。

「おすすめのお惣菜はありますか?」

たしようがい でと まも った できる できる できる できる できる 大の思いを伝えるコミュニケーションの例です。 ことば まなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





■事業者は、障害のある人から手助けを必要としているとの また。 では、 では、 ではあい なたん また また ない では ない ないます。 では、 食担が重すぎない範囲で対応 することが求められます。 【合理的配慮の提供】

しょうてんなど ごうりてきはいりょ れい 《商店等での合理的配慮の例》

◎商品やパンフレット等の位置を分かりやすく教えること。

したか ところ しょうひん など と わた しょうひん など と わた であい所におかれた商品やパンフレット等を取って渡すこと。

- ◎案内の要望があった場合は目的の場所へ案内すること。 □はテラスト いる かたち ないようぶつなど わ せつめい
- ◎商品の色や形、内容物等について分かりやすく説明すること。
- ゆっくり分かりやすい言葉で話すこと。
- ◇ 車椅子使用者と同じ目線で会話をすること。 など



事例

福祉施設での対応



作業所に通所しているCさんは、動作がゆっくりしていて、自分の意も ことば ひょうげん にがて きぎょう 気持ちを言葉に表現することが苦手です。作業をしているときにも、たんとう しょくいん はや じかん せす じかん なるよ」等と周りの 取員から「早くしないと、休み時間がなくなるよ」等と周りの ひと きちゅう たきょう しょくしん しょくしないと、休み時間がなくなるよ」等と周りの した ちお こえ ないこともあります。

ー Cさんの気持ち



いつも自分だけ怒られているように思う。
やさしょくいん か 像しい職員に代わってほしい。



相手の言葉や態度によって、悲しい思いをしたことはありませんか。イヤなことをされたときには、がまんをしないで「やめて」といいましょう。

「おこられるのは、イヤです。」





■障害者への虐待を防ぐための法律として「障害者虐待防止 ほうりつ ようだいしゃ ぎゃくたいぼうし ほう はうりつ ようごしゃ かぞく など しょうがいしゃじせつ 法」があります。この法律は、養護者(家族等)・障害者施設 しょくいん しょうしゃ など しょうがいしゃどをくたい きんし の職員・使用者(雇用者等)による障害者虐待を禁止してい ます。

しょうがい ひと こころ しんたい きず ぎゃくたい ぜったい ゆる 障害のある人の心や身体を傷つける虐待は、絶対に許すこと しょうがいしゃ ほんにん ぎゃくたい はできません。障害者本人に虐待をされているという認識があるかどうかは関係ありません。

■事例は、Cさんの心を傷つける「心理的虐待」の可能性があります。こうした時は「いやだ」「やめて」と言ってください。我慢しなくていいのです。どうしたらいいか分からない時は身近な人に相談してみましょう。また、役所に連絡をして、虐待をなくすよう一緒に考えてもらいましょう。

できたいできます。

▼をはいができます。

▼をはいださいできない。

▼できたい、 できまうそん しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし でうほう とどけで 窓口となる市町村障害者虐待防止センターに通報・届出を することができます。

はこはまし しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし 「横浜市障害者虐待防止センター」

電話. 045(662)0355

FAX. 045(671)3566

